

広島高速道路公社職員給与規程

(平成9年6月5日 広島高速道路公社規程第7号)

[沿革]	平成10年 4月 1日	広島高速道路公社規程第 4号改正	平成10年12月22日	広島高速道路公社規程第 12号改正
	平成11年12月24日	広島高速道路公社規程第 6号改正	平成12年12月27日	広島高速道路公社規程第 7号改正
	平成13年12月27日	広島高速道路公社規程第 8号改正	平成14年12月27日	広島高速道路公社規程第 4号改正
	平成15年12月26日	広島高速道路公社規程第 8号改正	平成17年12月28日	広島高速道路公社規程第 17号改正
	平成18年 3月31日	広島高速道路公社規程第 27号改正	平成19年 3月16日	広島高速道路公社規程第 1号改正
	平成20年 2月19日	広島高速道路公社規程第 2号改正	平成21年 6月19日	広島高速道路公社規程第 5号改正
	平成21年12月28日	広島高速道路公社規程第 9号改正	平成22年 3月31日	広島高速道路公社規程第 13号改正
	平成22年12月28日	広島高速道路公社規程第 7号改正	平成23年 3月29日	広島高速道路公社規程第 15号改正
	平成24年 3月30日	広島高速道路公社規程第 7号改正	平成26年12月25日	広島高速道路公社規程第 3号改正
	平成27年 3月31日	広島高速道路公社規程第 6号改正	平成28年 3月 2日	広島高速道路公社規程第 4号改正
	平成28年12月22日	広島高速道路公社規程第 6号改正	平成29年 3月15日	広島高速道路公社規程第 8号改正
	平成29年12月26日	広島高速道路公社規程第 4号改正	平成30年12月25日	広島高速道路公社規程第 3号改正
令和 元年12月25日	広島高速道路公社規程第 2号改正	令和 2年12月22日	広島高速道路公社規程第 10号改正	
令和 4年 5月31日	広島高速道路公社規程第 4号改正	令和 4年12月22日	広島高速道路公社規程第 7号改正	
令和 5年 3月27日	広島高速道路公社規程第 12号改正	令和 5年12月 8日	広島高速道路公社規程第 3号改正	
令和 7年 2月 7日	広島高速道路公社規程第 6号改正	令和 7年 3月26日	広島高速道路公社規程第 11号改正	

(趣旨)

第1条 この規程は、広島高速道路公社就業規程（平成9年広島高速道路公社規程第4号。以下「就業規程」という。）第24条の規定に基づき、職員の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料及び諸手当とする。

2 諸手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、職員にその全額を支払わなければならない。ただし、法令等で定めるものほか、職員の代表者との書面による協定がある場合には、その一部を職員の給与から控除して支給することができる。また、職員の申出によりその全部若しくは一部を口座振込の方法により支払うことができる。

(給料表)

第4条 給料は月額とし、別表に定める給料表による。

(給料の決定)

第5条 職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度合を考慮して当該職務に適用される給料表の級及び号給により決定するものとし、当該職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第6条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の職務の級及び号給は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異なる他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定める基準に従い決定する。

3 職員の昇給は、第7条に定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うも

のとする。

- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 5 55歳を超える職員及び職務の級が8級以上である職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(昇給の時期)

第7条 昇給の時期は、4月1日とする。

(給与の支給日等)

第8条 給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）の支給日は、毎月19日（その日が週休日又は休日（就業規程第9条に規定する週休日又は休日をいう。以下同じ。）に当たるときはその日前において、その日に最も近い週休日又は休日でない日）とする。

- 2 給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、前項の支給日において当月分の給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職手当並びに前月分の特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、及び管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、理事長が特に必要があると認めた場合には、その全部若しくは一部を繰り上げ、又は繰り下げて支給ができる。

- 3 前項の規定により支給する給与の計算期間は、月の初日から末日までとする。

(給料の支給方法)

第9条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額はその期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、職務の級が9級以上であるものに対しては、支給しない。

- 2 前項に規定する扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（職務の級が8級であるものにあっては3,500円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に關し必要な事項は、理事長が別に定める。

第11条 削除

(地域手当)

第12条 地域手当は、月額とし、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の8を乗じて得た額を支給する。

(住居手当)

第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（広島高速道路公社が設置する宿舎（以下「宿舎」という。）を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。）
 - (2) 第15条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事實上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（宿舎その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
 - 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に關し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び第2項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロ

メートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第3項において「運賃等相当額」という。）

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員	2, 000円
イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4, 200円
ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7, 100円
エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10, 000円
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12, 900円
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15, 800円
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18, 700円
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21, 600円
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24, 400円
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26, 200円
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28, 000円
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29, 800円
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31, 600円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が150, 000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150, 000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の第8条第1項に定める日に支給する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。

7 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納について必要な事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

第15条 勤務所を異にする異動又は在勤する勤務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務所の移転の直後に在勤する勤務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第16条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して、その勤務の特殊性に応じて支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、支給額、支給方法その他その支給に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(時間外勤務手当)

第17条 時間外勤務手当は、就業規程第12条の規定により、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に支給する。

2 時間外勤務手当の額は、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 育児短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした

勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

- 4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（就業規程第9条第1項、第10条及び第11条の規定に基づく週休日における勤務のうち理事長が別に定めるものを除く。）の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 就業規程第12条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第2項に規定する理事長が別に定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第2項に規定する理事長が別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(休日勤務手当)

第18条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

- 2 休日及び休日の振替日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第19条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「夜間」という。）に勤務することを命ぜられた職員に支給する。

- 2 夜間勤務手当の額は、正規の勤務時間として夜間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25として算出した額とする。

(管理職手当)

第20条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき、理事長が別に定める職にあるものに対して支給する。

- 2 管理職手当は、月額により支給するものとし、その額は、前項に規定する職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める額とする。

3 前3条の規定は、第1項の規定に基づく理事長が別に定める職にある職員には適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第21条 前条第1項に規定する管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規程第9条に規定する週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）

に勤務をした場合には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して理事長が別に定める勤務をした職員にあってはその額に10分の150を乗じて得た額）とする。

（1） 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額

（2） 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末手当）

第22条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条から第24条までにおいて「期末手当基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ3月15日、6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日にあたるときはこれらの日の前々日、これらの日が土曜日にあたるときはこれらの日の前日、次条及び第24条第1項においてこれらの日を「期末手当支給日」という。）に支給する。これらの期末手当基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合には、その全部若しくは一部を繰り上げ、又は繰り下げる手当を支給することができる。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合には100分の35、6月及び12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額（職務の級が7級以上であるもの（ただし、理事長が別に定める職員を除く。第25条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては、3月に支給する場合には100分の35、6月及び12月に支給する場合には100分の87.5を乗じて得た額）に、期末手当基準日以前3か月以内（基準日が12月1日であるときは6か月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間		割合
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	
3か月	6か月	100分の100
2か月15日以上3か月末満	5か月以上6か月末満	100分の80
1か月15日以上2か月15日未満	3か月以上5か月末満	100分の60
1か月15日未満	3か月末満	100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの期末手当基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 前項の規定にかかわらず、その職務の級が3級以上の者については、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で職務の段階等に応じて理事長が別に定める割合を乗じて得た額（理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第23条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の期末手当基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

（1） 期末手当基準日から当該期末手当基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に就業規程
第43条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

（2） 期末手当基準日前1か月以内又は期末手当基準日から当該期末手当基準日に対応する期末手当
支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該
期末手当支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

（3） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消
された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せら
れたもの

第24条 理事長は、期末手当支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該期末手当支給
日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差
し止めることができる。

（1） 離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事
事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの
に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。
第4項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

（2） 離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事
事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した
事実に基づきその者に犯罪があると思慮するに至った場合であって、その者に対し期末手当を
支給することが、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重要な支障を生ず
ると認めるとき。

2 前項に規定する期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場
合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 一時差止処分を受けた者は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした
者に対し、その取消しを申し立てることができる。

4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当
該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処
分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これ
を取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとときは、この限りでない。

（1） 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以
上の刑に処せられなかった場合

（2） 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につ
き公訴を提起しない処分があつた場合

（3） 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされこと
なく当該一時差止処分に係る期末手当基準日から起算して1年を経過した場合

5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支
給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処

分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

7 前各号に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいて「勤勉手当基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、勤勉手当基準日以前6か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日にあたるときはこれらの日の前々日、これらの日が土曜日にあたるときはこれらの日の前日）に支給する。これらの勤勉手当基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合には、その全部若しくは一部を繰り上げ、又は繰り下げる支給ができる。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの勤勉手当基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの勤勉手当基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第22条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第25条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第23条中「前条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、同条及び第24条中「期末手当基準日」とあるのは「勤勉手当基準日」と、「期末手当支給日」とあるのは「勤勉手当支給日」と読み替えるものとする。

(給与の減額)

第26条 職員が勤務しないときは、就業規程第12条の2第1項に規定する超勤代休時間、就業規程第9条第2項第1号に規定する祝日法による休日（就業規程第10条第4項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）、就業規程第9条第2項第2号に規定する年末年始の休日（就業規程第10条第4項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）及び就業規程第9条第2項第2号に規定する8月6日の休日（就業規程第10条第4項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「8月6日の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その他の勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して、給与を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額)

第27条 この規程における勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(臨時の任用職員等の給与)

第28条 臨時的に任用された職員及び非常勤職員の給与については、理事長が別に定める。

(休職者の給与)

第29条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規程第27条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患又は原子爆弾の放射能による疾病にかかり、就業規程第27条第1項第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規程第27条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が就業規程第27条第1項第5号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 就業規程第27条第1項の規定により休職にされた職員には、他の規程に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(端数の処理)

第30条 第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第17条から第19条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(細則)

第31条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(適用日)

1 この規程は、平成9年6月5日から施行し、平成9年6月3日から適用する。

(派遣職員の特例)

2 広島県職員及び広島市職員の身分を有する職員の給与については、当分の間、この規程にかかるらず、それぞれ広島県又は広島市の条例及びこれに基づく規則等の定めるところによる。ただし、第8条第1項、第22条第1項及び第25条第1項に規定する給与の支給日に関するものを除く。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年12月22日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成11年12月24日から施行する。ただし、次の各号に定める規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定 平成11年4月1日

(2) 第2条の規定 平成12年4月1日

(期末手当の特例)

- 2 平成11年12月に改正前の広島高速道路公社職員給与規程（平成9年広島高速道路公社規程第7号。以下「給与規程」という。）第22条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の給与規程第22条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 3 平成12年3月に支給されるべき職員の期末手当の額は、改正後の給与規程第22条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて同月に支給されることとなるその者の期末手当の額から平成11年12月に改正前の給与規程第22条の規定に基づいて支給されたその者の期末手当の額と改正後の給与規程第22条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額との差額を控除して得られる額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成12年12月27日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
(期末手当及び勤勉手当の特例)
- 2 平成12年12月に改正前の給与規程第22条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の給与規程第22条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 3 平成12年12月に改正前の給与規程第25条の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当の額が、改正後の給与規程第25条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。
- 4 平成13年3月に支給されるべき職員の期末手当の額は、改正後の給与規程第22条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて同月に支給されることとなるその者の期末手当の額から平成12年12月に改正前の給与規程第22条の規定に基づいて支給されたその者の期末手当の額と改正後の給与規程第22条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額との差額及び平成12年12月に改正前の給与規程第25条の規定に基づいて支給されたその者の勤勉手当の額と改正後の給与規程第25条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額との差額を控除して得られる額とする。
(給与等の内払)
- 5 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成13年12月27日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
(期末手当の特例)
- 2 平成13年12月に改正前の給与規程第22条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の給与規程第22条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、

ず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

- 3 平成14年3月に支給されるべき職員の期末手当の額は、改正後の給与規程第22条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて同月に支給されることとなるその者の期末手当の額から平成13年12月に改正前の給与規程第22条の規定に基づいて支給されたその者の期末手当の額と改正後の給与規程第22条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額との差額を控除して得られる額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年1月1日から施行する。ただし、給与規程第22条第2項の改正規定（同項中「100分の50」の部分を除く。）及び第25条第2項の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

（平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成15年3月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第22条第2項及び第3項から第5項まで又は第29条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- （1） 平成15年3月1日（給与規程第22条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、又は死亡した日。）まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの（次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち、給料及び給料の変動により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

- （2） 継続在職期間について、改正前の給与規程の規定による給料月額からその額の10,000分の51に相当する額を減じた額（その額に100円未満の端数がある場合には、10の位を四捨五入した額）を給料月額とみなして算定した場合の給料等の額の合計額

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第14条第2項から第6項までの改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

（平成16年3月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成16年3月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第22条第2項及び第3項から第5項まで又は第29条第1項から第3項までの規定にかかわらず、「100分の45」を「100分の25」と読み替え、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- （1） 平成16年3月1日（第22条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、又は死亡した日。）まで引き続いて在職した期間で平成15年4月1日から施行日の前日までのもの（次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち、給料及び給料の変動により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

(2) 継続在職期間について、改正後の規程の規定により算定した場合の給料等の額の合計額

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第25条第2項の改正規定は平成17年12月1日から適用する。

(平成18年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成18年3月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第22条第2項及び第3項から第5項まで又は第29条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成18年3月1日（第22条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、又は死亡した日。）まで引き続いて在職した期間で平成17年4月1日から施行日の前日までのもの（次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与の額の合計額

(2) 継続在職期間について、改正後の規程の規定により算定した場合の給与の額の合計額

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。（号給の切替え）

- 3 切替日の前日において給与規程別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた期間に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え)

- 4 切替日の前日において給与規程別表の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、理事長が別に定める。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（広島高速道路公社給与規程等の一部を改正する規程（平成21年広島高速道路公社規程第9号。以下この項において「平成21年改正規程」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあっては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、平成26年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給料表の適用を受ける職員のうち6級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

- (1) 平成21年改正規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1
 (2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

6 前項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第20条第2項及び第22条第4項（給与規程第25条第4項において準用する場合を含む。以下この項について同じ。）の規定の適用については、給与規程第20条第2項及び第22条第4項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与規程の一部を改正する規程（平成17年広島高速道路公社規程第27号）附則第5項の規定による給料の額との合計額」とする。

（平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例）

7 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第4項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第6条第5項	4号給	3号給
	3号給	2号給
	2号給	1号給
第12条	100分の10	100分の10を超えない範囲内で理事長が別に定める割合

附則別表第1（附則第2項関係）

職務の級の切替表

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	
3 級	2 級
4 級	3 級
5 級	
6 級	4 級
7 級	5 級
8 級	6 級
9 級	7 級
10 級	8 級
11 級	9 級
	10 級

附則別表第2（附則第3項関係）

号給の切替表

旧号給	旧 給 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		1	1	1	5	1	1	1	1	1	1
1	3月末満										

	3月以上6月末満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月末満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月末満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月末満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月末満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月末満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月末満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月末満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月末満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月末満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月末満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月末満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月末満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月末満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月末満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月末満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月末満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月末満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月末満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月末満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月末満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月末満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月末満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月末満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月末満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月末満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月末満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月末満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7

	9月以上12月末満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月末満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月末満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月末満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月末満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月末満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月以上6月末満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月末満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月末満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月末満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月以上6月末満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月末満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月末満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月末満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月以上6月末満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月末満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月末満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月末満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月以上6月末満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月末満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月末満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月末満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月以上6月末満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月末満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月末満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月末満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月以上6月末満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月末満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月末満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
	3月末満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37

16	3月末満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月末満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月末満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月末満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月末満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月末満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月末満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月末満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月末満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月末満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月末満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月末満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月末満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月末満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月末満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月末満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月末満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月末満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月末満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月末満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月末満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月末満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月末満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月末満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月末満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月末満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月末満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月末満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月末満			89	67	93	81				
	3月以上6月末満			90	67	94	82				

	6月以上9月末満		91	68	95	83			
	9月以上12月末満		92	68	96	84			
	12月以上		93	69	97	85			
24	3月末満		93	69	97	85			
	3月以上6月末満		94	70	98	86			
	6月以上9月末満		95	71	99	87			
	9月以上12月末満		96	72	100	88			
	12月以上		97	73	101	89			
25	3月末満		97	73	101				
	3月以上6月末満		98	73	102				
	6月以上9月末満		99	74	103				
	9月以上12月末満		100	74	104				
	12月以上		101	75	105				
26	3月末満		101	75	105				
	3月以上6月末満		102	75	106				
	6月以上9月末満		103	76	107				
	9月以上12月末満		104	76	108				
	12月以上		105	77	109				
27	3月末満		105	77					
	3月以上6月末満		106	78					
	6月以上9月末満		107	79					
	9月以上12月末満		108	80					
	12月以上		109	81					
28	3月末満		109	81					
	3月以上6月末満		110	82					
	6月以上9月末満		111	83					
	9月以上12月末満		112	84					
	12月以上		113	85					
29	3月末満		113						
	3月以上6月末満		114						
	6月以上9月末満		115						
	9月以上12月末満		116						
	12月以上		117						
30	3月末満		117						
	3月以上6月末満		118						
	6月以上9月末満		119						
	9月以上12月末満		120						

	12月以上		121						
31	3月末満		121						
	3月以上6月末満		122						
	6月以上9月末満		123						
	9月以上12月末満		124						
	12月以上		125						
32	3月末満		125						
	3月以上6月末満		125						
	6月以上9月末満		125						
	9月以上12月末満		125						
	12月以上		125						

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年2月19日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、改正後の第25条第2項の規定は、平成20年4月1日から施行する。

(平成19年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 2 平成19年12月に支給する勤勉手当の額は、第25条第2項の規定に関わらず、「100分の72.5」を「100分の77.5」に、「100分の92.5」を「100分の97.5」に読み替えて算定された額とする。

附 則

この規程は、平成21年6月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年1月1日から施行する。

(平成22年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成22年3月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第22条第2項から第5項まで又は第29条第1項から第3項までの規定にかかわらず、改正後の給与規程第22条第2項中「100分の40」を「100分の10」として、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成21年4月1日（同月2日から平成22年3月1日までの間に職員以外の者又は職員であってその職務の級及び号給が次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居

手当、単身赴任手当（給与規程第15条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額。

職務の級	号 給
1級	1号給から56号給まで
2級	1号給から24号給まで
3級	1号給から8号給まで

- (2) 平成21年6月1日及び同年12月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同年6月及び12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年1月1日から施行する。

（平成23年3月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成23年3月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第22条第2項から第5項まで又は第29条第1項から第3項までの規定にかかわらず、改正後の給与規程第22条第2項中「100分の35」を「100分の20」として、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成22年4月1日（同月2日から平成23年3月1日までの間に職員以外の者又は職員であってその職務の級及び号給が次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（改正後の給与規程附則第3項の規定が施行されていたとした場合に同項の規定により給料月額の減額を受けることとなる職員及び広島高速道路公社給与規程の一部を改正する規程（平成17年広島高速道路公社規程第27号）附則第5項の規定による給料を支給される職員を除く。）からこれらの職員以外の職員（以下「調整対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に調整対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）にあっては、その調整対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日）において調整対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（給与規程第15条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額。

職務の級	号 紙
1級	1号紙から93号紙まで
2級	1号紙から64号紙まで
3級	1号紙から48号紙まで
4級	1号紙から32号紙まで
5級	1号紙から24号紙まで
6級	1号紙から16号紙まで
7級	1号紙から4号紙まで

(2) 平成22年6月1日及び同年12月1日において調整対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同年6月及び12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読み替え)

3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与規程附則第3項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「広島高速道路公社職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年広島高速道路公社規程第7号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(平成23年4月1日における号給の調整)

4 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年4月1日において給与規程第6条第3項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成24年6月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第22条第2項から第5項まで又は第29条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から施行日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（平成17年改正規程附則第5項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定める職員を除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日）において減額改

定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当及び管理職手当の月額（給与規程附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号 給
1級	1号給から93号給まで
2級	1号給から76号給まで
3級	1号給から60号給まで
4級	1号給から44号給まで
5級	1号給から36号給まで
6級	1号給から28号給まで
7級	1号給から16号給まで
8級	1号給から4号給まで

- (2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額、同年12月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに平成24年3月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当の額に100分の0.37を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年12月25日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の広島高速道路公社職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて平成26年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 給料の切替に伴う経過措置
- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料

月額のほか、その差額に相当する額（職務の級が6級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

- 3 前項の規定による給料月額を支給される職員に関する給与規程第22条第4項（給与規程第25条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料月額と広島高速道路公社職員給与規程の一部を改正する規程（平成26年規程第6号）附則第2項の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月2日から施行する。
- 2 改正後の広島高速道路公社職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内扱)

- 3 改正前の給与規程の規定に基づいて平成27年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内扱とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月22日から施行する。
- 2 改正後の広島高速道路公社職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内扱)

- 3 改正前の給与規程の規定に基づいて平成28年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内扱とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の広島高速道路公社職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第10条第1項ただし書及び第11条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の規程第10条第3項及び第11条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円（職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親

族たる子に限る。)がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「(2)扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「(2)扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」(3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」と、同条第2項中「扶養親族(9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の規程第10条第1項ただし書及び第11条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の規程第10条第3項及び第11条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(職務の級が8級であるもの

(以下「8級職員」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族(9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、改正後の規程第10条第1項ただし書並びに第11条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後の規程第10条第3項及び第11条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「が8級」とあるのは「が8級以上」と、「8級職員」とあるのは「8級以上職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族(9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

)」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「8級職員が8級職員及び9級以上職員」とあるのは「8級以上職員が8級以上職員」と、同項第6号中「8級職員及び9級以上職員」とあるのは「8級以上職員」と、「が8級職員」とあるのは「が8級以上職員」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年12月26日から施行する。ただし、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の広島高速道路公社職員給与規程（以下「第1条改正後の規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて平成29年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、第1条改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年12月25日から施行する。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の広島高速道路公社職員給与規程（以下「第1条改正後の規程」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて平成30年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、第1条改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和元年12月25日から施行する。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の広島高速道路公社職員給与規程（以下「第1条改正後の規程」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて平成31年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、第1条改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(広島高速道路公社職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

4 広島高速道路公社職員給与規程の一部を改正する規程（平成28年広島高速道路公社規程第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出し及び第4項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。
(住居手当に関する経過措置)

5 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の広島高速道路公社職員給与規程第13条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（賃間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払

っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の広島高速道路公社職員給与規程（以下「第2条改正後の規程」という。）の第13条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

（1）第2条の規定による第2条改正後の規程第13条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

（2）旧手当額から第2条の規定による第2条改正後の規程第13条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

附 則

この規程は、令和2年12月22日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和4年5月31日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第22条第2項から第5項まで又は第29条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和4年3月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあっては、当該退職した日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1） 第2号に掲げる職員以外の職員 35分の15

（2） 特定管理職員 35分の15

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和4年12月22日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の広島高速道路公社職員給与規程（以下「第1条改正後の規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内扱）

3 第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて令和4年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に支払われた給与は、第1条改正後の規程の規定による給与の内扱とみなす。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第4項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定によ

り当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

3 前項の規定は、就業規程第33条の4第1項及び第2項の規定により就業規程第33条の2第1項に規定する異動期間（就業規程第33条の4第1項及び第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された就業規程第33条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員には適用しない。

4 就業規程第33条の2第3項に規定する他の職への降任をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第6項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けている給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（理事長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が別に定めることにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

7 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が別に定めることにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

8 第4項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第22条第4項（第25条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第4項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」とする。

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による給料月額、附則第4項の規定による給料その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、令和5年12月20日から施行し、改正後の広島高速道路公社職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内扱）

2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の広島高速道路公社職員給与規程の規定

に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

- この規程は、令和7年2月7日から施行し、改正後の広島高速道路公社職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の広島高速道路公社職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において広島高速道路公社職員給与規程（以下「規程」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の規程（以下「改正後の規程」という。）第10条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものに対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の規程第12条の規定の適用については、「100分の8」とあるのは「100分の9」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

- 改正後の規程第15条第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

附則別表（附則第2項関係）

号給の切替表

旧号給	新 号 納								
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	

1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			

49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							

96	92								
97	93								
98	94								
99	95								
100	96								
101	97								
102	98								
103	99								
104	100								
105	101								
106	102								
107	103								
108	104								
109	105								
110	106								
111	107								
112	108								
113	109								

別表（第4条関係）

給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号給	給料月額									
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			

17	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600	381, 700	433, 700	
18	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500	435, 000	
19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200	436, 300	
20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500	
21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	438, 700	
22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500	
23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300	
24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100	
25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700	
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300	
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900	
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500	
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200	
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000	
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400	
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100	
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600	
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000	
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400	
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800	
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200	
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600	
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000	
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300	
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600	
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000	
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300	
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600	
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900	
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700		
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000		
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300		
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500		
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800		
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100		
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400		
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600		
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900		

55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200					
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500					
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700					
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000					
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300					
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500					
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700					
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000					
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300					
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500					
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700					
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000					
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300					
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500					
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700					
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000					
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300					
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500					
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700					
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500						
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800						
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000						
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200						
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500						
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800						
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000						
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200						
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500						
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800						
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000						
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200						
86	256,000	297,100	346,000								
87	256,300	297,400	346,400								
88	256,600	297,700	346,800								
89	256,900	298,000	347,000								
90	257,200	298,300	347,400								
91	257,500	298,600	347,800								
92	257,800	299,000	348,200								

93	258, 100	299, 200	348, 400						
94		299, 400	348, 800						
95		299, 700	349, 200						
96		300, 100	349, 500						
97		300, 300	349, 800						
98		300, 600	350, 200						
99		301, 000	350, 600						
100		301, 400	351, 000						
101		301, 600	351, 500						
102		301, 900	351, 900						
103		302, 200	352, 300						
104		302, 500	352, 700						
105		302, 700	353, 200						
106		303, 000	353, 600						
107		303, 300	353, 900						
108		303, 600	354, 200						
109		303, 800	354, 700						
110		304, 200							
111		304, 600							
112		304, 900							
113		305, 100							
114		305, 300							
115		305, 600							
116		306, 000							
117		306, 200							
118		306, 400							
119		306, 700							
120		307, 000							
121		307, 400							
122		307, 600							
123		307, 900							
124		308, 200							
125		308, 500							